

# 北見文化賞規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北見文化連盟定款（以下定款という）第5条第4項に基づき、北見市及びこの地方の文化発展に多年にわたって貢献し、その名誉を顕彰するためこの規約を定める。

## (顕彰の対象)

第2条 この規程にいう文化とは学術、芸術、教育、生活一般をいい、定款第4条第1項から第4項までに定める内容を対象とする。

## (表彰の種類)

第3条 文化賞は次の3種類とする。

1. 北見文化功労賞
2. 北見文化賞
3. 北見文化奨励賞

## (選考基準)

第4条 選考基準は次のとおりとする。

1. 北見文化功労賞  
文化発展に多年にわたって貢献し、その功績が甚大であるとみとめられる個人。
2. 北見文化賞  
文化発展に貢献し、その功績が大であると認められる個人及び団体で 20年以上の文化的活動を有する事を原則とする。
3. 北見文化奨励賞  
文化発展に貢献し、その功績が大であると認められ、将来にわたって意欲的な活動を期待できると認められる個人及び団体で 10年以上の文化的活動を有する事を原則とする。

## (候補者の推薦)

第5条 候補者の推薦は次のとおりとする。

1. 加盟団体及び賛助会員が行う。
2. 候補者は、加盟団体の会員に限定されないものとする。

## (選考委員)

第6条 選考委員会は、次の通り設置される。

1. 選考委員は文化連盟三役及び賛助会員より2名、北見市の学識経験者から3名とする。
2. 賛助会員及び学識経験者からの選考委員は三役会で決定し、理事会に報告される。
3. 第1回の選考委員会において委員長が選任される。

## (選考委員会)

第7条 受賞者の決定は、選考委員会が行う。

## (選考委員の公開)

第8条 選考委員は、受賞者が決定されたときに公開する。

## (選考委員会の解散)

第9条 選考委員会は、受賞者の発表をもって解散とする。

## 付則

1. 昭和43年10月19日 施行
2. 平成27年 9月 2日 一部改正
3. 令和 2年 8月30日 一部改正(選考委員の選考と公開について追記)
4. 令和 4年 8月28日 一部改正(選考基準の活動年数追記、年齢の削除)

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動